

令和6年 4月26日

九州工業大学における懲戒処分（令和5年度実施分）の公表について

本学において令和5年度に行った懲戒処分事案について、九州工業大学職員懲戒規程第15条に基づいて下記のとおり公表します。

記

No.	被処分者について	処分量定 (処分年月日)	事案の概要
1	戸畑キャンパスに勤務する60歳代の職員（教育職員以外）	戒告 (令和6年1月10日)	居住地を変更したにもかかわらず、通勤場所の変更を届け出ることなく、令和3年11月1日から令和5年6月30日までの間、旧居住地から本学戸畑キャンパスに通勤することを前提に算定された通勤手当約36万円を不正に受給した。 なお、不正受給した通勤手当について返済計画を本学に提出し、分割して本学に返還を開始している。

問い合わせ先：九州工業大学コンプライアンス室長 齋藤

電話 093-884-3503